

りそな米国ハイ・イールド債券ファンド

豪ドルコース

りそな米国ハイ・イールド債券ファンド

ブラジルリアルコース

追加型／海外／債券



本投資信託説明書（目論見書）は、前半部分は「りそな米国ハイ・イールド債券ファンド」の「投資信託説明書（交付目論見書）」、後半部分は同ファンドの「投資信託説明書（請求目論見書）」から構成されています。  
当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

りそな米国ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)  
りそな米国ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルリアルコース)  
追加型／海外／債券

投資信託説明書(交付目論見書)  
2009年10月

**クレディ・アグリコル アセットマネジメント**

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな米国ハイ・イールド債券ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年9月25日に関東財務局長に提出しており、平成21年10月11日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。  
また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社を通じて投資家の請求により交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身において記録しておくようにしてください。
3. 「りそな米国ハイ・イールド債券ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。
4. 当ファンドは投資元本及び分配金が保証されているものではありません。

#### **（投資信託についての一般的な留意事項）**

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・ 投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・ 銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・ 投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・ 投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
- ・ 投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

#### **（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）**

当ファンドは、外国籍投資信託を通じて外貨建の債券を主要投資対象としておりますので、組入債券の価格の下落や組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替の変動（円高となった場合等）により当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

## 投資信託説明書(交付目論見書)の目次

ファンドの概要	1
ファンドの特色	3
ファンドの投資方針	
投資方針	9
投資対象	10
分配方針	13
投資制限	14
ファンドの投資リスク	
ファンドの主な投資リスク及び留意点	15
一般的な留意点	17
ファンドのしくみ	
ファンドのしくみ	18
委託会社の概要	19
運用体制及びリスク管理体制	21
ファンドの申込方法	
申込(販売)の手続等	23
換金(解約)の手続等	24
ファンドにかかる費用・税金	
お客さまに直接ご負担いただく費用・税金	25
ファンドで間接的にご負担いただく費用	25
税金の取扱	27
管理及び運営の概要・その他	
管理及び運営の概要	30
内国投資信託受益証券事務の概要	33
その他ファンドの情報	34
投資信託説明書(請求目論見書)の記載項目	34
ファンドの運用状況	
ファンドの運用状況	35
ファンドの財務ハイライト情報	35
信託約款	36
用語解説	51

ファンドの概要

ファンドの特色

投資方針

投資リスク

ファンドのしくみ

申込方法

費用・税金

管理及び運営の概要

運用状況

信託約款

用語解説

## ファンドの概要

当概要は、投資信託説明書（交付目論見書）本文の記載内容を要約したものです。詳細につきましては、各該当箇所をご覧ください。

ファンドの名称	<p>りそな米国ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)                  りそな米国ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルリアルコース)                  (以上を総称して「りそな米国ハイ・イールド債券ファンド」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。                  また、「りそな米国ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)」を「豪ドルコース」、「りそな米国ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルリアルコース)」を「ブラジルリアルコース」といいます。)</p>				
商品分類	<p>追加型／海外／債券                  詳しくは後記〔ファンドの商品分類〕をご参照ください。</p>				
ファンドの目的	<p>各ファンドは、米ドル建のハイイールド債(高利回り債／投機的格付債)を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。</p>				
主な投資対象	<p>各ファンドは、各々以下のファンドを主要投資対象とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">豪ドルコース</td> <td>                     ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド                      (I3シェアクラス、豪ドル)                      CAMマネープールファンド(適格機関投資家専用)                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ブラジルリアルコース</td> <td>                     ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド                      (I4シェアクラス、ブラジルリアル)                      CAMマネープールファンド(適格機関投資家専用)                 </td> </tr> </table> <p>なお、各ファンドは、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。</p>	豪ドルコース	ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド (I3シェアクラス、豪ドル) CAMマネープールファンド(適格機関投資家専用)	ブラジルリアルコース	ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド (I4シェアクラス、ブラジルリアル) CAMマネープールファンド(適格機関投資家専用)
豪ドルコース	ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド (I3シェアクラス、豪ドル) CAMマネープールファンド(適格機関投資家専用)				
ブラジルリアルコース	ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド (I4シェアクラス、ブラジルリアル) CAMマネープールファンド(適格機関投資家専用)				
信託設定日	平成21年11月6日(金)				
信託期間	平成21年11月6日(金)～平成26年11月7日(金)				
決算日	毎月8日(休日の場合は翌営業日)				
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。				
申込期間	<p>当初申込期間:平成21年10月13日(火)から平成21年11月5日(木)まで                  継続申込期間:平成21年11月6日(金)から平成23年1月7日(金)まで                  ただし、ファンドの休業日*にあたる場合は、お申込みできません。                  * 東京証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合を指します。</p>				

募集上限	当初申込期間：各ファンドについて、上限2,000億円 継続申込期間：各ファンドについて、上限5,000億円
お申込単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。
お申込価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額
途中換金	原則として毎営業日換金(解約)できます。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。 「換金請求」または「買取請求」によりお申込みいただけます。 買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。
換金単位	1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金のお支払い	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
委託会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社 りそな銀行

**【基準価額、換金価額及び販売会社について委託会社の照会先】**

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号: **0120-202-900** (フリーダイヤル)  
 受付時間: 月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時  
 (半日営業日は午前9時～午前11時半)  
 インターネットホームページ: <http://www.caam.co.jp>

# ファンドの特色

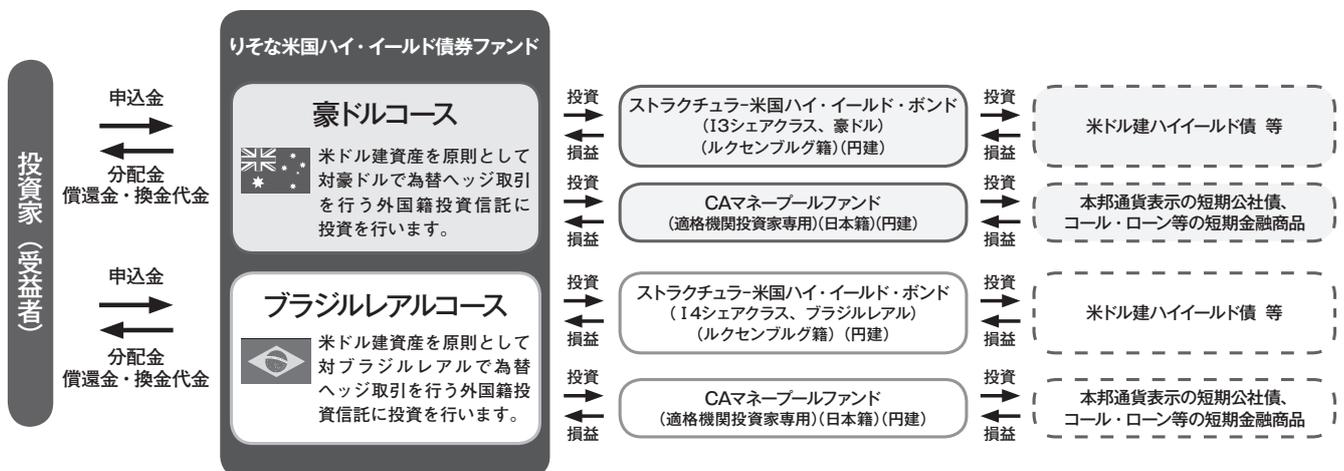
1. 各ファンドは、米ドル建のハイイールド債(高利回り債／投機的格付債)を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

□各ファンドは、米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とする円建の外国籍投資信託である「ストラクチャ-米国ハイ・イールド・ボンド」\*と、円建の国内籍投資信託である「CAMマネープールファンド(適格機関投資家専用)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

\* 「リソな米国ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)」は、「ストラクチャ-米国ハイ・イールド・ボンド(I3シェアクラス、豪ドル)」に、「リソな米国ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルリアルコース)」は「ストラクチャ-米国ハイ・イールド・ボンド(I4シェアクラス、ブラジルリアル)」に投資します(以下、同じ)。

□米ドル建のハイイールド債の運用は、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが行います。

## 〔イメージ図〕



\* 各ファンドの「ストラクチャ-米国ハイ・イールド・ボンド」への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

## ファンド・オブ・ファンズとは

投資信託のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは投資信託に投資する投資信託のことをいいます。一般的な投資信託は株式や債券に投資しますが、ファンド・オブ・ファンズは、複数の投資信託に投資します。即ち、一つのファンドが他の複数のファンドに分散投資を行う仕組みです。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。

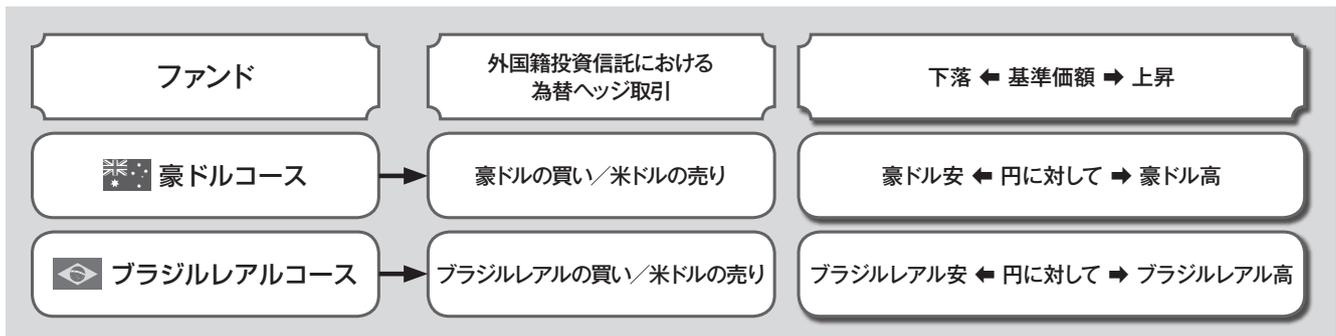
## ファンド・オブ・ファンズ方式の投資による一般的なメリットと注意点

- ・資産規模の大きなファンドへ投資することによって幅広い分散投資を可能にします。
- ・少額でも効率よく資産運用できるので投資コストの軽減が図れます。
- ・既に運用実績のあるファンドに投資ができます。
- ・ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託ごとに信託報酬がかかります。

2.「りそな米国ハイ・イールド債券ファンド」は、投資する外国籍投資信託における為替ヘッジ取引の対象通貨が異なる2つのコースから構成されています。

 豪ドルコース	米ドル建資産を原則として対豪ドルで為替ヘッジ取引を行う外国籍投資信託に投資を行います。
 ブラジルリアルコース	米ドル建資産を原則として対ブラジルリアルで為替ヘッジ取引を行う外国籍投資信託に投資を行います。

□各ファンドが投資する外国籍投資信託において、米ドル建のハイイールド債に投資を行います。米ドル建資産に対して原則として各ファンドの対象通貨で為替ヘッジ取引を行うため、基準価額は以下のような為替変動の影響を受けます。



\*為替相場が各ファンドの対象通貨に対して円高に進んだ場合には、各ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。また、上記のみで基準価額が変動するわけではありません。  
 \*対象通貨で完全にヘッジすることができないため、基準価額は円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

3.各ファンドは、原則として毎月の決算時に収益の分配を目指します。

- 原則として、毎月8日(休日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行うことを目指します。初回の決算日は、平成22年1月8日(金)です。
- 分配金額は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益(評価益を含みます)等が中心となる場合があります。  
**分配対象額が少額の場合は、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。**

各ファンドにつき5,000億円を限度として信託金を追加することができます。  
 ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの主な投資リスク及び留意点

以下に記載する投資リスク及び留意点は各ファンドの投資信託説明書(目論見書)に記載するもののうち、一部の要約であり、各ファンドに係る全ての投資リスク及び留意点を網羅するものではありません。**詳細は投資信託説明書(目論見書)後記の「ファンドの主な投資リスク及び留意点」を必ずご参照ください。**

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、各ファンドは、**投資元本が保証されているものではありません**。信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。各ファンドにおける主な投資リスクは次のとおりです。これらの投資リスクにより、各ファンドの基準価額は下落する可能性があり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

主な投資リスク	主な投資リスクの内容(損失が生じる恐れがある理由)
金利変動リスク	<p>債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。</p>
信用リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利金等の支払といった発行体による債務の履行が遅滞する、あるいは履行されないリスクです。また為替取引等の金融取引の相手方が債務を履行しないリスクです。各ファンドが実質的に投資する債券の発行体や投資対象先の外国籍投資信託が行う為替ヘッジ取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化といった事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には実質的に投資する債券の価格の下落及び上記為替ヘッジ取引等に障害が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。</li> <li>債券の発行体等及び上記為替ヘッジ取引等の取引相手方等が破産した場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。その結果、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。</li> <li>各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託(ファンド)は主にダブルB格(BB+格(スタンダード&amp;プアーズ社)/Ba1格(ムーディーズ社))以下のハイイールド債(高利回り債/投機的格付債)を投資対象としているため、トリプルB格(BBB-格(スタンダード&amp;プアーズ社)/Baa3格(ムーディーズ社))以上の投資適格債を主要投資対象とするものに比べて信用リスクが高くなります。</li> </ul>
為替変動リスク	<p>■豪ドルコース 当ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、主に米ドル建資産に投資し、原則として米ドル売り、豪ドル買いの為替ヘッジ取引を行います。そのため、当ファンドは円に対する豪ドルの為替変動の影響を受け、為替相場が豪ドルに対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、米ドル建資産に対して豪ドルで完全にヘッジすることはできませんので、基準価額は円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジ取引を行う場合で豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと豪ドルとの金利差相当分の為替ヘッジ取引コストがかかることにご留意ください。</p> <p>■ブラジルリアルコース 当ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、主に米ドル建資産に投資し、原則として米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替ヘッジ取引を行います。そのため、当ファンドは円に対するブラジルリアルの為替変動の影響を受け、為替相場がブラジルリアルに対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、米ドル建資産に対してブラジルリアルで完全にヘッジすることはできませんので、基準価額は円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジ取引を行う場合でブラジルリアル金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとブラジルリアルとの金利差相当分の為替ヘッジ取引コストがかかることにご留意ください。</p>
主な留意点	主な留意点の内容
分配金に関する留意点	各ファンドは、原則として、毎決算時に収益分配方針により分配を行います。分配金額はあらかじめ確定しているものではなく、 <b>ファンドの運用状況(基準価額水準及び市況動向)等によっては分配を行わないこともあります</b> 。

●お客さまに直接ご負担いただく費用及び税金(個人のお客さまの場合)

時 期	項 目	費 用・税 金
お 申 込 時	申 込 手 数 料	3.675%(税抜3.5%)を上限として、販売会社が定める率を申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口=1円)に乗じて得た金額とします。
途 換 中 時	信託財産留保額	0.1%
	所 得 税 及 び 地 方 税	換金価額から取得費(お申込手数料等を含む)を控除した利益(譲渡益)に対して課税されます。
収 益 分 配 時	所 得 税 及 び 地 方 税	普通分配金に対して課税されます。
償 還 時	所 得 税 及 び 地 方 税	償還価額から取得費(お申込手数料等を含む)を控除した利益(譲渡益)に対して課税されます。

各ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

上記は平成21年8月末現在の税法に基づき記載しております。

税法が変更・改正された場合は上記の内容が変更になることがあります。

各ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

●お客さまに間接的にご負担いただく費用(保有期間中にファンドが負担する費用)

信託報酬	上限:純資産総額に対して年率1.654%(税込)*の率を乗じて得た額 ※各ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式をとっているため、各ファンドの約款で定める信託報酬の年率0.924%(税込)に、組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.73%)を加算しております。 【ご参考】 組入投資信託証券とその信託報酬 「ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド」……………年率0.73%* 「CAMマネープールファンド(適格機関投資家専用)」 ……………年率0.0525%～0.3675%(税抜年率0.05%～0.35%) *日本国外においてかかる費用(日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬)に関しては、消費税等が課されません。
その他の費用	上記の信託報酬以外に信託事務の諸費用、監査報酬及び実質組入有価証券の売買委託手数料等が信託財産中から支払われます。 (その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません)

なお、費用の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(目論見書)後記の「ファンドにかかる費用・税金」をご参照ください。

〔ファンドの商品分類〕

各ファンドは、追加型／海外／債券に属しています。

○商品分類表

○属性区分表

単位型／追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本	ファミリー ファンド	あり ( )
	海外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( ) 不動産投信 その他資産※ (投資信託証券 (債券 社債 (低格付債))) 資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
	内外						

(注) 各ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

○商品分類の定義

・単位型／追加型

「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・投資対象地域

「海外」……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産 (収益の源泉)

「債券」……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ○属性区分の定義

### ・投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（債券 社債（低格付債）」）…目論見書又は投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券のうち社債（低格付債）を投資対象とするものをいいます。

### ・決算頻度

「年 12 回（毎月）」…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

### ・投資対象地域

「北米」……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### ・投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

### ・為替ヘッジ

「為替ヘッジなし」…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

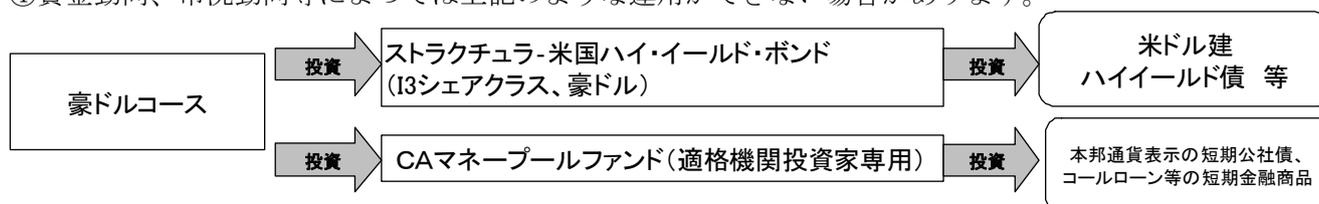
※各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 社債（低格付債）」）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

\*上記は、社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

# 投資方針

## ＜りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＞

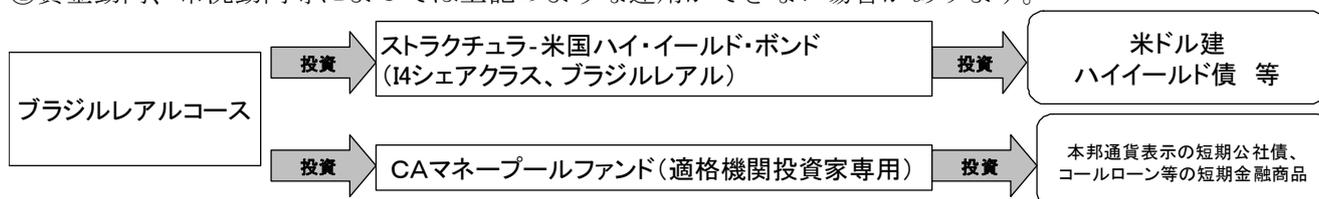
- ①当ファンドは、円建の外国籍投資信託である「ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド（I3 シェアクラス、豪ドル）」の投資信託証券及び円建の国内籍投資信託である「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ②「ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド（I3 シェアクラス、豪ドル）」への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。
- ③組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



- ・「ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド（I3 シェアクラス、豪ドル）」は、米ドル建資産を原則として対豪ドルで為替ヘッジ取引を行います。  
詳しくは後述の「◆投資対象ファンド概要◆ 外国籍投資信託」をご参照ください。

## ＜りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＞

- ①当ファンドは、円建の外国籍投資信託である「ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド（I4 シェアクラス、ブラジルリアル）」の投資信託証券及び円建の国内籍投資信託である「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ②「ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド（I4 シェアクラス、ブラジルリアル）」への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。
- ③組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



- ・「ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド（I4 シェアクラス、ブラジルリアル）」は、米ドル建資産を原則として対ブラジルリアルで為替ヘッジ取引を行います。  
詳しくは後述の「◆投資対象ファンド概要◆ 外国籍投資信託」をご参照ください。

### 投資対象ファンドの選定方針

各ファンドは、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ内外で運用される米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とするファンドとクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社が運用するマネーフンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針が各ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制及びプロセス・リスク管理・情報開示が明確及び適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. 各ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

# 投資対象

<各ファンド>

米ドル建のハイイールド債を実質的な主要投資対象\*とします。

\*各ファンドは、各々以下の円建の外国籍投資信託及び円建の国内籍投資信託を主要投資対象とします。

なお、各ファンドはコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンド名	投資対象
豪ドルコース	ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド (I3シェアクラス、豪ドル)
	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)
ブラジルリアルコース	ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド (I4シェアクラス、ブラジルリアル)
	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)

\*組入対象投資信託証券は、変更されることがあります。

各ファンドの投資対象である投資信託の概要は、下記の通りです。

投資対象の詳細は、信託約款をご参照ください。

## ◆投資対象ファンド概要◆

### 外国籍投資信託

ファンド名	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド (I3シェアクラス、豪ドル)</li> <li>■ ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド (I4シェアクラス、ブラジルリアル)</li> </ul>
基本的性格	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(円建)
ファンドの特色	<p>① 米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。</p> <p>② ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド (I3シェアクラス、豪ドル) は、米ドル建資産を原則として対豪ドルで為替ヘッジ取引を行います。</p> <p>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド (I4シェアクラス、ブラジルリアル) は、米ドル建資産を原則として対ブラジルリアルで為替ヘッジ取引を行います。</p>
投資方針	<p>1) 投資対象</p> <p>① 米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とします。</p> <p>② 外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等を活用します。</p> <p>2) 投資態度</p> <p>① 原則として、純資産総額の4分の3以上を米ドル建のハイ・イールド債に投資します。</p> <p>② 原則として、投資する資産は米ドル建とします。</p> <p>③ 投資適格債に投資する場合がありますが、その投資割合は原則として純資産総額の20%以内とします。</p> <p>④ ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド (I3シェアクラス、豪ドル) は、米ドル建資産を原則として対豪ドルで為替ヘッジ取引を行います。</p> <p>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド (I4シェアクラス、ブラジルリアル) は、米ドル建資産を原則として対ブラジルリアルで為替ヘッジ取引を行います。</p> <p>⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>

主な投資制限	① 格付が付与されていない債券への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。 ② 同一発行体の発行する債券への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。 ただし、米国国債等への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。
収益分配方針	原則として、毎月分配を行う方針です。
設定日	2009年11月6日（予定）
関係法人	投資顧問会社：クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 副投資顧問会社：J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク 管理会社：クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ルクセンブルグ・エス・エー 保管銀行・管理事務代行会社：CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
信託報酬	純資産総額に対し年率0.73%
信託財産留保額	0.1%
申込手数料	なし

## ー「ストラクチャラー米国ハイ・イールド・ボンド」の運用の体制等についてー

「ストラクチャラー米国ハイ・イールド・ボンド」の債券の運用は副投資顧問会社であるJ.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（JPMIM 社）が行います。当運用においては、ボトムアップによる銘柄選択とマクロ経済分析を組み合わせることで、割安な銘柄を発掘することを重要視しています。銘柄選択においては、利回りが高く、割安と判断された銘柄とセクターを選択することによって、超過収益を生み出すことを目指しています。JPMIM 社の運用担当者は、クレジット・アナリストとの意見交換によりポートフォリオを決定し、トレーダーによって有価証券の売買が執行されます。

### ■運用プロセス



### ■リスク管理

JPMIM 社では、安定的な超過収益を確保するために、適正なリスク管理を行います。

- ・信用リスクについては、格付機関による格付けに加えて、JPMIM 社独自の信用調査による社内評価を活用することで、正確で迅速な投資判断を行うことにより管理します。
- ・金利変動リスクについては、マクロ経済見通しに基づき、リスクの計測および管理を行います。
- ・運用のプロセスに内在するリスクについては、リスク管理にかかる委員会および部署が、運用にかかる法令上の制限が遵守されていることを確認することにより、またはポートフォリオの状況をチェックすることにより管理します。

### ■J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクについて■

- ◆JPMIM 社は、1984年2月に米国において設立された運用会社であり、金融持株会社 JP モルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にある「JP モルガン・アセット・マネージメント」グループの一員です。
- ◆JPMIM社の経験豊富な高利回り社債運用チームは、徹底的な調査・分析にもとづく銘柄選択により、良好な運用実績を有しています。

## 国内籍投資信託

ファンド名	CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）
基本的性格	日本籍契約型投資信託（円建）
ファンドの特色	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
投資方針	<p>1) 投資対象 本邦通貨表示の短期公社債を主要投資対象とします。</p> <p>2) 投資態度</p> <p>①主として、本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。</p> <p>②資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2007年11月7日
純資産	約5.1億円（2009年8月31日現在）
関係法人	<p>委託会社：クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社</p> <p>受託会社：株式会社 りそな銀行</p> <p>販売会社：株式会社 りそな銀行</p>
信託報酬	年率0.0525%～0.3675%（税抜年率0.05%～0.35%）
申込手数料	なし

# 分配方針

## ①収益分配方針

各ファンドは、毎決算時(毎月 8 日。休日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。ただし、第 1 回目の決算日は平成 22 年 1 月 8 日とします。

- 1) 分配対象収益の範囲  
分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 2) 分配対象収益についての分配方針  
分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針  
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## ②収益の分配

- 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - (i) 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
  - (ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
  - (iii) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
  - (iv) 収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるもの(追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの)とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

## ③収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします)に、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします(原則として決算日(休日の場合は翌営業日)の翌営業日からお支払いします)。
- 2) 上記 1) の規定にかかわらず、別に定める契約(自動けいぞく投資契約)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記 1) に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記 1) に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

## 投資制限

各ファンドの信託約款で定める投資制限は、下記の通りです。  
投資制限の詳細は、信託約款をご参照ください。

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 3) デリバティブの直接利用は行いません。
- 4) 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
- 5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## ファンドの主な投資リスク及び留意点

各ファンドの主要投資対象は、米ドル建のハイイールド債に投資をするルクセンブルグ籍の投資信託であり、当該投資信託は、値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。従って、各ファンドは投資元本が保証されているものではありません。また、各ファンドは預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。

後記の各リスクにより実質的な組入有価証券の価格が下落することにより、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

以下は、各ファンドに関して考えられる主な投資リスク及び留意点です。ただし、以下の記述は全ての投資リスク及び留意点を網羅したものではありません。

### 投資リスク

#### ①価格変動リスク

各ファンドが主要投資対象とするルクセンブルグ籍の投資信託は、主に米ドル建のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としています。債券の価格はその発行体の経営状況及び財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額も下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

#### ②金利変動リスク

債券価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

#### ③信用リスク

- 発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利金等の支払といった発行体による債務の履行が遅滞する、あるいは履行されないリスクです。また為替取引等の金融取引の相手方が債務を履行しないリスクです。各ファンドが実質的に投資する債券の発行体や投資対象先の外国籍投資信託が行う為替ヘッジ取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化といった事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には実質的に投資する債券の価格の下落及び上記為替ヘッジ取引等に障害が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- 債券の発行体等及び上記為替ヘッジ取引等の取引相手方が破産した場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。その結果、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- 各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託（ファンド）は主にダブル B 格〔BB+格（スタンダード&プアーズ社）/Ba1 格（ムーディーズ社）〕以下のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としているため、トリプル B 格〔BBB-格（スタンダード&プアーズ社）/Baa3 格（ムーディーズ社）〕以上の投資適格債を主要投資対象とするものに比べて信用リスクが高くなります。

#### ④為替変動リスク

##### ■豪ドルコース

当ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、主に米ドル建資産に投資し、原則として米ドル売り、豪ドル買いの為替ヘッジ取引を行います。そのため、当ファンドは円に対する豪ドルの為替変動の影響を受け、為替相場が豪ドルに対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、米ドル建資産に対して豪ドルで完全にヘッジすることはできませんので、基準価額は円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジ取引を行う場合で豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと豪ドルとの金利差相当分の為替ヘッジ取引によるコストがかかることにご留意ください。

## ■ブラジルリアルコース

当ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、主に米ドル建資産に投資し、原則として米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替ヘッジ取引を行います。そのため、当ファンドは円に対するブラジルリアルの為替変動の影響を受け、為替相場がブラジルリアルに対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、米ドル建資産に対してブラジルリアルで完全にヘッジすることはできませんので、基準価額は円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジ取引を行う場合でブラジルリアル金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとブラジルリアルとの金利差相当分の為替ヘッジ取引によるコストがかかることにご留意ください。

\*上記為替ヘッジ取引においては、外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等を活用します。

## ⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、債券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該債券等の価格の下落により、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

## 留意点

### ①分配金に関する留意点

各ファンドは、毎決算時に原則として収益分配方針により分配を行います。分配金額はあらかじめ確定されているものではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

### ②ハイイールド債への投資に関する留意点

ハイイールド債（高利回り債/投機的格付債）とは、格付機関によりダブルB格〔BB+格（スタンダード&プアーズ社）/Ba1格（ムーディーズ社）〕以下に格付されている社債をいい、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で組入債券の価格は大きく変動すると考えられます。各ファンドが外国籍投資信託を通じて投資する債券に債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合、あるいは格付機関により信用格付が格下げされた場合等には、当該債券の価格は下落し、その影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイイールド債（高利回り債/投機的格付債）は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。このため、個々の発行体の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付の引上げ、引下げ、信用市場の動向などによって上下に大きく変動します。

### ③規制の変更に関する留意点

- ・各ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来、規制が変更された場合、各ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

### ④その他の留意点

- ・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、各ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、申込の受付を停止することがあります。この場合は、新たに各ファンドを購入できなくなります。

## 一般的な留意点

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

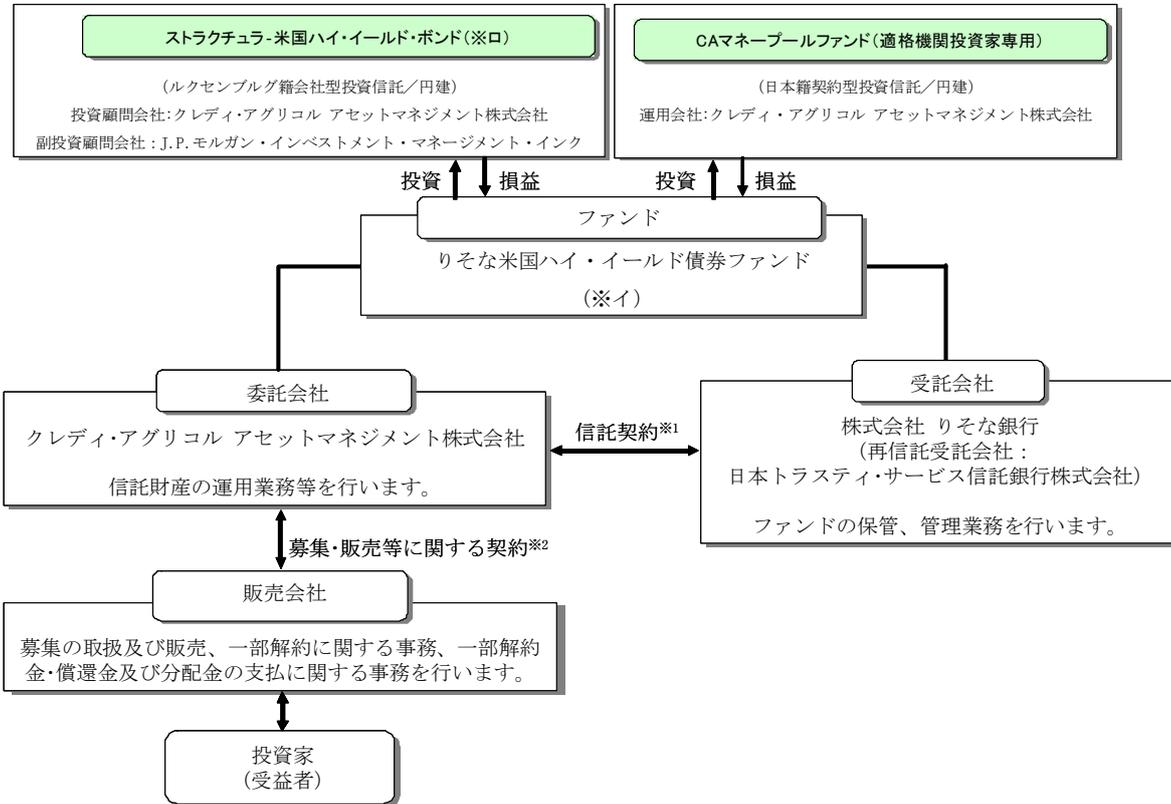
- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬及びその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

# ファンドのしくみ

## ■各ファンド共通

以下の図表中※イ、※ロについて下記の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

※イ	豪ドルコース	ブラジルリアルコース
※ロ	I3シェアクラス、豪ドル	I4シェアクラス、ブラジルリアル



### ※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

### ※2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

## 委託会社の概要

名称 : クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社  
代表者の役職氏名 : 代表取締役 青野 晴延  
本店の所在の場所 : 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

### 委託会社の資本金

3億円（有価証券届出書提出日現在）

### 委託会社の沿革

昭和61年7月1日 「インドスエズ・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド」設立  
昭和63年6月8日 証券投資顧問業の登録  
平成元年1月31日 投資一任契約にかかる業務の認可  
平成2年7月20日 「インドスエズ・ガートモア・アセット・マネージメント株式会社」に商号変更  
平成6年9月20日 「インドスエズ・ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更  
平成7年10月2日 「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更  
平成9年9月1日 「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更  
平成10年9月30日 「インドカム・アセット・マネージメント投信株式会社」に商号変更  
平成10年11月24日 証券投資信託委託業の免許取得  
平成13年4月25日 「クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更  
平成19年9月30日 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録

### 大株主の状況

(有価証券届出書提出日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
クレディ・アグリコル アセット マネージメント・エス・エー	フランス共和国 パリ市 パスツール 大通り 90番地 75015	43,200株	100%

### 現況

#### 《クレディ・アグリコル・グループ概要》

クレディ・アグリコル・グループは、1894年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。

クレディ・アグリコル エス・エーは、欧州大陸第1位のユニバーサルバンク<sup>※1</sup>（地銀39行、従業員数約89,000人、11,850支店<sup>※2</sup>）であり、フランス国内で上位の格付を取得しております（スタンダード&プアーズ社：AA-格、ムーディーズ社：Aa1格、フィッチ社：AA-格<sup>※3</sup>）。

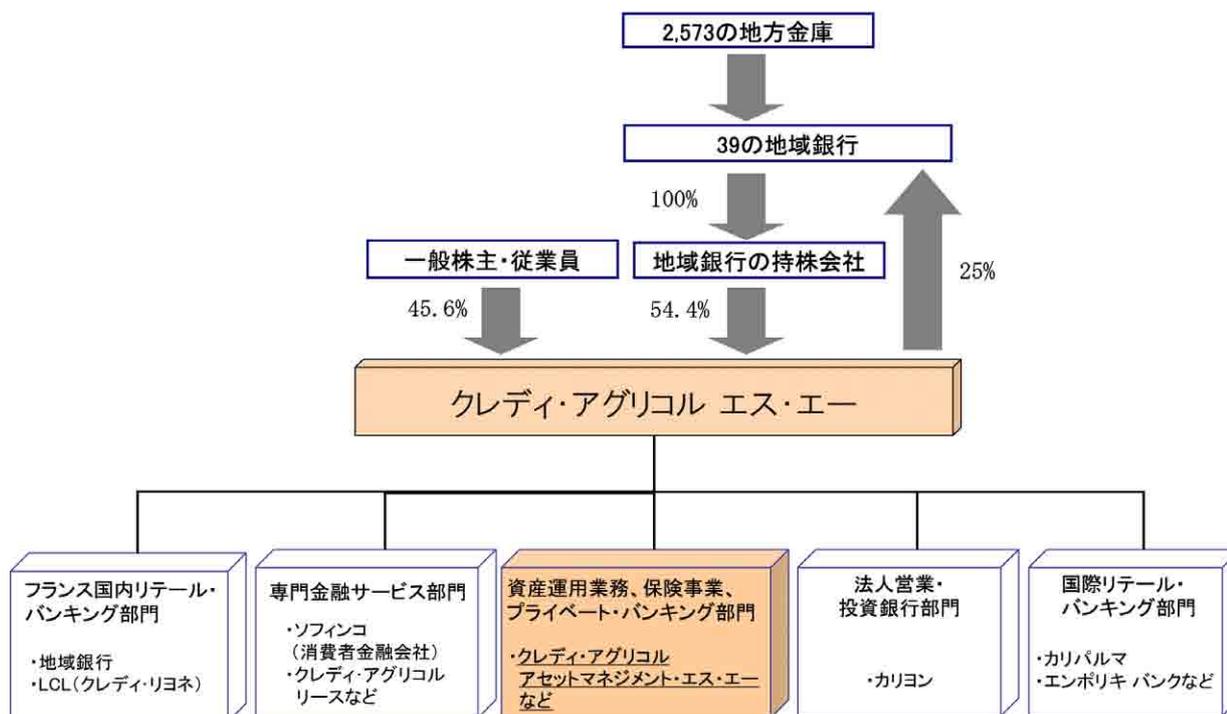
クレディ・アグリコル・グループの業務内容は、「フランス国内リテール・バンキング部門」、「専門金融サービス部門」、「資産運用業務、保険事業、プライベート・バンキング部門」、「法人営業・投資銀行部門」、「国際リテール・バンキング部門」等と広範囲にわたっており、パリ、ロンドン、ニューヨーク、香港、東京を中心に世界各国に業務展開し、金融商品・サービスを提供しております。

※1 自己資本（第一分類）は、716.81億米ドル（出所：The Banker, July 2009）に基づきます。

※2 2008年12月末現在

※3 2009年6月末現在

<クレディ・アグリコル・グループの組織図>



\* 上記は、2008年7月末現在の組織図です。なお、組織図内の各比率は出資比率です。

<クレディ・アグリコル・グループの沿革>

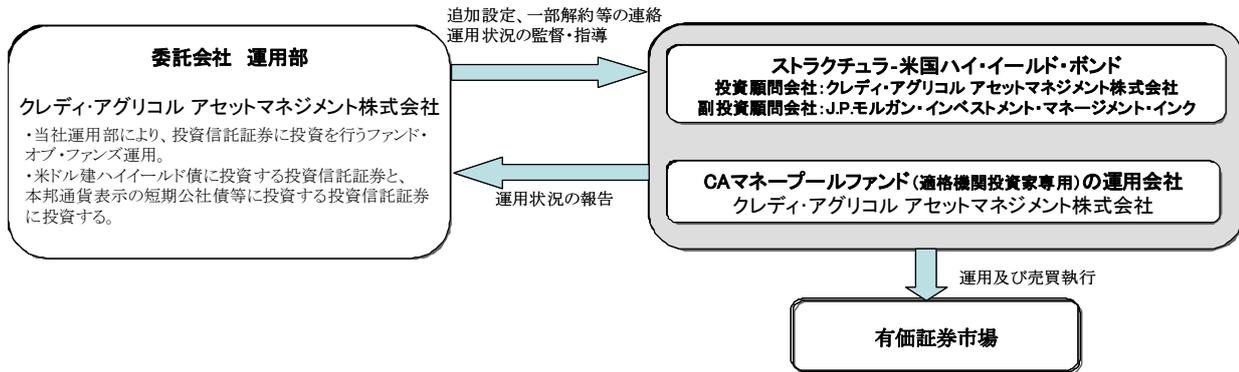
- 1894年 相互組織形態の地方金庫として設立（明治27年）
- 1926年 ケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコル（CNCA（全国農業信用金庫））の設立
- 1986年 プレディカ（Predica（生命保険会社））の設立
- 1988年 金融持株会社に転換（政府保有分90%を地域銀行に売却。残りは従業員持株）
- 1990年 パシフィカ（Pacifica（損害保険会社））の設立
- 1996年 インドスエズ銀行（1975年創立、法人金融部門及び投資銀行部門）を買収
- 1999年 ソフィンコ（SOFINCO（消費者金融会社））を買収
- 2001年 ケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコルからクレディ・アグリコル エス・エーに名称変更し、フランス証券取引所に株式公開
- 2002年 フィナレフ（FINAREF（消費者金融会社））を買収
- 2003年 クレディ・リヨネを買収

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社概要》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）の100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986年以来、日本のお客さまに資産運用サービスを提供しております。現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、条件付運用型ファンド等のストラクチャード商品、アジア株式、SRI（社会的責任投資）関連等の投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

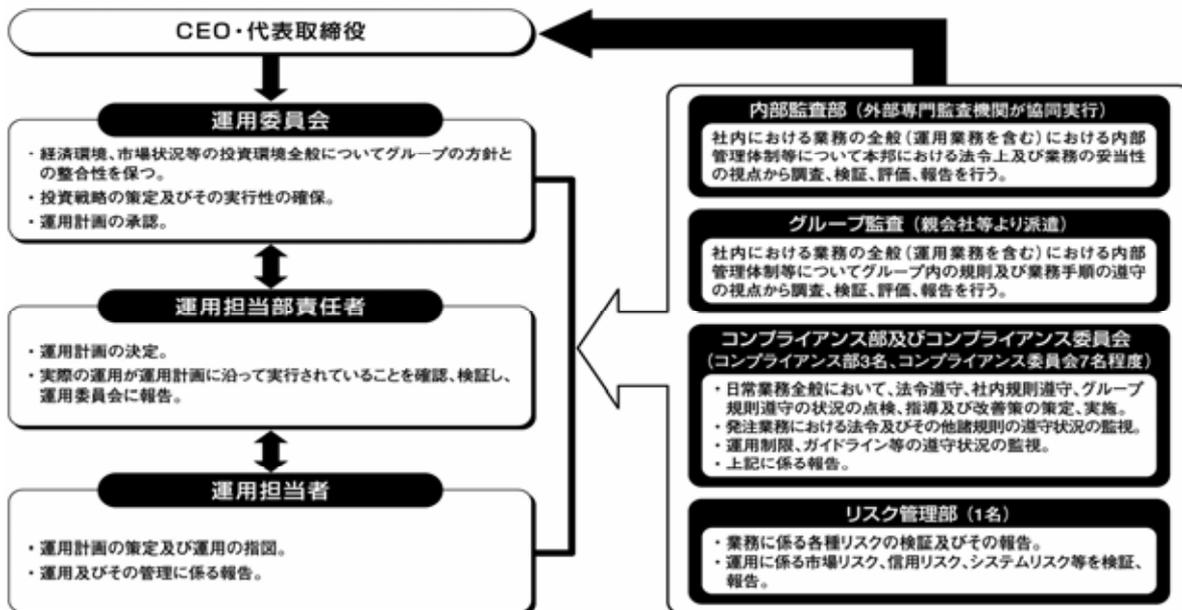
# 運用体制及びリスク管理体制

## 《各ファンドの運用体制》



ファンドの運用に関して当社では以下（抜粋）の社内規則・規程・ガイドラインを設けております。

- ・ 分配金決定委員会規程
- ・ ブローカー選定委員会規程
- ・ 外部委託先選定・管理規則
- ・ 資金の借入に係る業務規則等



## 《内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織及びファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制》

各ファンドの運用において、当社の運用部における運用担当者がその上長である運用担当責任者及び運用委員会の監督のもと、各ファンドの投資先である投資信託証券の運用において目論見書（信託約款）上の投資信託証券個別の投資目的、投資対象、配分方針等が確保されているかを確認、監督します。また、各ファンドに係る投資制限等や関連諸法令及び社団法人投資信託協会規則に沿った運用及び管理が行われているかをコンプライアンス部が日次で監視・報告し、是正等指導が必要な事項が発見された場合には、速やかに、当該事項担当者に連絡をとり必要な措置を取るよう指示します。その中で重要な事項についてはコンプライアンス委員会に報告します。

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、独立した監査法人が、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づき監査を行っており、受託会社より、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を定期的に受取っています。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 《リスク管理体制》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社ではリスク管理を徹底すべく、以下のように2段階でリスクのモニター・管理を行っております。

### ①運用上のリスク管理

各ファンドの運用を担当する運用部は、企画本部からのフィードバックをもとにリスク・パフォーマンス状況の検討、組入投資信託証券のリスク試算等を行い、リスク管理が運用プロセスの重要な一部であるとの認識に立って、運用の決定を行います。またコンプライアンス部とともに、ファンドの投資制限、運用に係る社内規程、関連法規の遵守を徹底しております。

### ②業務上のリスク管理

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の運用状況モニター及びリスク管理については、現在以下の事項が実施されています。

- (i) ファンド毎に、目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資制限や投信法及び社団法人投資信託協会規則等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を検証します。
- (ii) 投資制限等に違反等が見つかった場合は、運用担当者に連絡し事情を確認します。市場変動等外的要因による“一時的な違反等”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。
- (iii) 運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会（メンバーは常勤取締役、執行役員、コンプライアンス部長、法務部長、リスクマネジメント部長、業務管理本部長、運用本部長）に報告されます。同委員会においては、運用状況の結果報告の他、重大なコンプライアンス事案（含む不祥事件・顧客クレーム・トラブル等）の発生事実、事実調査結果、対応策・事後対策の状況報告や議論がなされ、必要な方策を講じています。
- (iv) コンプライアンス委員会のなかでは、運用・業務管理・システム（IT）等に対するリスク管理に係る月次報告がリスクマネジメント部長によって行われます。この報告をもとに、より堅固なリスク管理体制の構築のために検証、議論がなされています。

## 申込(販売)の手続等

ファンドの取得申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店・営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

申込期間	当初申込期間	平成 21 年 10 月 13 日 (火) から平成 21 年 11 月 5 日 (木) まで
	継続申込期間	平成 21 年 11 月 6 日 (金) から平成 23 年 1 月 7 日 (金) まで <sup>*1</sup>
	<p>取得申込の受付は、原則として各営業日の午後 3 時 (半日営業日の場合には午前 11 時) までに受付けたもの (当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの) を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。</p> <p>ただし、ファンドの休業日<sup>*2</sup>にあたる場合は、お申込みできません。</p> <p><sup>*1</sup> 継続申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。</p> <p><sup>*2</sup> 東京証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または 12 月 24 日である場合を指します。</p>	
申込単位	1 円または 1 口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せください。	
申込価額	当初申込期間	1 口当たり 1 円
	継続申込期間	申込受付日の翌営業日の基準価額
払込期日	お申込みを受付けた販売会社が定める日までに、お申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。	

- \* 発行価額の総額がファンドの効率的な運用を行うに必要な額に満たないと委託会社が判断した場合、設定を中止することがあります。設定が中止された場合の申込金の返却等の取扱いについては、お申込みの販売会社にご確認ください。
- \* 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込の受付をキャンセルすることができます。
- \* 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出のものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## 換金（解約）の手続等

換金取扱期間	原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。 各ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。  途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後 3 時（半日営業日の場合には午前 11 時）までに受付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
換金単位	1 口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問合せください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金の支払	換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として 5 営業日目から、販売会社においてお支払いします。

1) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。

2) 受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

\* 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

申込（販売）手続等及び換金（解約）手続等について委託会社の照会先は次の通りです。

### クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時  
（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

## お客さまに直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料 <sup>※1</sup>	3.675% (税抜3.5%) を上限に販売会社が定めるものとします。
途中換金時	所得税及び地方税	換金価額 <sup>※2</sup> の個別元本超過額 <sup>※3</sup> に対して課されます。
収益分配時	所得税及び地方税	普通分配金に対して課されます。
償還時	所得税及び地方税	償還時の個別元本超過額 <sup>※3</sup> に対して課されます。

※1 申込手数料についての詳細はお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

委託会社のインターネットホームページ (<http://www.caam.co.jp>) でも販売会社の申込手数料等がご覧いただけます。

※2 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額 (0.1%) を控除した額とします。

※3 個人の受益者においては、換金価額及び償還価額から取得費 (申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます) を控除した利益が譲渡益 (譲渡所得) として課税対象になります。

\* 各ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

(注) 平成 21 年 8 月末現在の税法に基づき記載しております。

税制が変更・改正された場合は上記の内容が変更になることがあります。

各ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

## ファンドで間接的にご負担いただく費用

### 信託報酬等

時期	信託報酬	
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、 年率 0.924% (税抜 0.88%) を乗じて得た金額
	信託報酬の配分	純資産総額が 300 億円以下の場合 委託会社 : 年率 0.3675% (税抜 0.35%) 販売会社 : 年率 0.5250% (税抜 0.50%) 受託会社 : 年率 0.0315% (税抜 0.03%)
		純資産総額が 300 億円超、500 億円以下の場合 委託会社 : 年率 0.3150% (税抜 0.30%) 販売会社 : 年率 0.5775% (税抜 0.55%) 受託会社 : 年率 0.0315% (税抜 0.03%)
		純資産総額が 500 億円超の場合 委託会社 : 年率 0.2625% (税抜 0.25%) 販売会社 : 年率 0.6300% (税抜 0.60%) 受託会社 : 年率 0.0315% (税抜 0.03%)

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

委託会社は、受託会社の同意のうえ、前記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

なお、各ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

上記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。

組入投資信託証券とその信託報酬は次の通りです。

各ファンドが投資対象とする投資信託証券	信託報酬
ストラクチャル-米国ハイ・イールド・ボンド (ルクセンブルグ籍)	年率0.73%*
CAマネープールファンド(適格機関投資家専用) (日本籍)	各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.315(税抜0.3)を乗じて得た率(以下「当該率」といいます)とします。 ただし、当該率が年0.0525%(税抜0.05%)未満の場合には、年0.0525%(税抜0.05%)の率とし、年0.3675%(税抜0.35%)を超える場合には、年0.3675%(税抜0.35%)の率とします。

\*日本国外においてかかる費用(日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬)に関しては、消費税等が課されません。

## 実質的な信託報酬等

各ファンドの信託報酬に各ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬等を加えた、受益者が負担する信託報酬は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

受益者の方に ご負担いただく 実質的な信託報酬	=	「りそな米国ハイ・イールド 債券ファンド」 信託報酬(税込)	+	組入投資信託証券 信託報酬
上限* 年率1.654%(税込)		年率0.924%		年率0.73%~0.0525%

\*各ファンドの「信託報酬 年率0.924%(税込)」に、組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.73%)を加算しております。

## その他の手数料等

### ①資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

### ②信託事務等の諸費用及び監査報酬

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- 2) 信託財産の財務諸表の監査費用(消費税等相当額を含みます)は、毎年4月及び10月に到来する計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することを原則とします(日々の信託財産の純資産総額に対して年率0.01%(税込)を乗じて得た額。ただし、1回当たりの監査報酬の上限は500万円(税込))。

### ③各ファンドの実質組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※ ファンドが投資対象とする投資信託証券において組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を現地投資信託証券が負担します。

\* その他の手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

\* 費用の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金の取扱

課税については、次のような取扱となります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります（平成21年8月末現在の税法に基づき記載しております）。

### ①個別元本について

- (i) 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ii) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (iii) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (iv) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「②収益分配金の課税について」を参照）。

### ②収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、次の通りとなります。

- (i) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- (ii) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### ③個人、法人別の課税の取扱いについて

#### (i) 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成 23 年 12 月 31 日まで	課税対象	換金価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 <sup>※1</sup>
		申告方法	確定申告による申告分離課税 <sup>※2</sup>
		税率	確定申告による税率は、10%（所得税 7%、地方税 3%）となります。
	平成 24 年 1 月 1 日以降	課税対象	換金価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 <sup>※1</sup>
		申告方法	確定申告による申告分離課税 <sup>※2</sup>
		税率	確定申告による税率は、20%（所得税 15%、地方税 5%）となります。
収益分配時	平成 23 年 12 月 31 日まで	課税対象	普通分配金（配当所得）
		源泉徴収の有無	有（10%の税率で源泉徴収）
		申告方法	確定申告による申告分離課税 <sup>※3</sup> 又は確定申告による総合課税又は申告不要 <sup>※4</sup>
		税率	申告分離課税の場合は、10%（所得税 7%、地方税 3%）の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は 10%（所得税 7%、地方税 3%）の源泉徴収税額で納税が完了します。
	平成 24 年 1 月 1 日以降	課税対象	普通分配金（配当所得）
		源泉徴収の有無	有（20%の税率で源泉徴収）
		申告方法	確定申告による申告分離課税 <sup>※3</sup> 又は確定申告による総合課税又は申告不要 <sup>※4</sup>
		税率	申告分離課税の場合は、20%（所得税 15%、地方税 5%）の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は 20%（所得税 15%、地方税 5%）の源泉徴収税額で納税が完了します。

※1 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合には、平成 23 年 12 月 31 日までは 10%の税率で、平成 24 年 1 月 1 日以降は 20%の税率で源泉徴収が行われます。

※2 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合においては、申告不要とすることができます。

※3 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

※4 特定口座（源泉徴収選択口座）内において、上場株式等の譲渡損失と配当所得の金額との損益通算が可能となります（平成22年1月1日以降）。

(ii) 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成 23 年 12 月 31 日まで	課税対象	個別元本超過額 <sup>※</sup>
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成 24 年 1 月 1 日以降	課税対象	個別元本超過額 <sup>※</sup>
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))
収益分配時	平成 23 年 12 月 31 日まで	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成 24 年 1 月 1 日以降	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

<sup>※</sup> お客さまの個別元本（受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

④買取請求時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

各ファンドの収益分配金は、配当控除、益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合は、前記の内容が変更になることがあります。

各ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

# 管理及び運営の概要

## 資産の評価

### 1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

### 2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に以下の略称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンド名	略称
りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）	米ハイ豪
りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）	米ハイブ

各ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

#### クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

## 保管

該当事項はありません。

## 信託期間

信託期間は平成21年11月6日から平成26年11月7日までとします。ただし、後記「その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## 計算期間

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎月9日から翌月8日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成22年1月8日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

## 受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び途中換金（買取）請求権を有しています。

## その他

### 1) 信託の終了

- (a) 委託会社は、各ファンドにつき、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
  - ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
  - iii. やむを得ない事情が発生したとき
- 委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。
- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
  - 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - 3) 前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
    1. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1)から3)までの規定による信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
    2. 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合
- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更等」の(b)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 2) 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、各ファンドにつき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「2) 信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項（(a)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(c)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から前記(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から前記(f)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

### 3) 反対者の買取請求権

各ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、前記「1) 信託の終了」(a)の1)または、「2) 信託約款の変更等」(b)に規定する書面に付記します。

### 4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

### 5) 運用報告書の作成

委託会社は、4月及び10月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、各ファンドの信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

# 内国投資信託受益証券事務の概要

## (1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## (2) 受益者名簿

作成いたしません。

## (3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

## (4) 受益権の譲渡制限の内容

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

## (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

## (8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

## その他ファンドの情報

### (1) 国内投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の受益権です。  
格付は取得していません。

### (2) 発行価額の総額

1. 当初申込期間：平成 21 年 10 月 13 日（火）から平成 21 年 11 月 5 日（木）まで  
各ファンドにつき、2,000 億円を上限とします（前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません）。  
発行価額の総額がファンドの効率的な運用を行うに必要な額に満たないと委託会社が判断した場合、設定を中止することがあります。
2. 継続申込期間：平成 21 年 11 月 6 日（金）から平成 23 年 1 月 7 日（金）まで\*  
各ファンドにつき、5,000 億円を上限とします（前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません）。  
\*継続申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (3) 振替機関に関する事項

振替機関は下記の通りです。  
株式会社 証券保管振替機構

### (4) 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

### (5) クーリングオフ制度（金融商品取引法第 37 条の 6）の適用

該当事項はありません。

### (6) 有価証券届出書の写しの縦覧

委託会社が、有価証券届出書（有価証券届出書の訂正届出書が提出された場合には、当該訂正届出書を含みます）の写しを縦覧に供する主要な支店はありません。

## 投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、後記の通りです。

### 第 1 ファンドの沿革

#### 第 2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

#### 第 3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 受益者の権利等

#### 第 4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

#### 第 5 設定及び解約の実績

## ファンドの運用状況

各ファンドの運用は平成21年11月6日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。各ファンドの運用状況については、有価証券報告書に記載されます。

## ファンドの財務ハイライト情報

各ファンドの運用は平成21年11月6日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、何ら資産を有していません。

各ファンドの会計監査は、あらた監査法人が行う予定です。

各ファンドの経理状況については、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、有価証券報告書に記載する各ファンドの経理状況を表示する信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)及び投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)の定めるところにより、この財務諸表に財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)に定める監査証明を添付することとしております。

追加型証券投資信託

りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）  
りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）

信託約款

## 追加型証券投資信託

りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）

### 運用の基本方針

信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とする円建の外国籍の投資信託である「ストラクチャ - 米国ハイ・イールド・ボンド (I3シェアクラス、豪ドル)」の投資信託証券と、円建の国内籍の投資信託である「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

##### (2) 投資態度

①当ファンドは、円建の外国籍の投資信託である「ストラクチャ - 米国ハイ・イールド・ボンド (I3シェアクラス、豪ドル)」の投資信託証券と、円建の国内籍の投資信託である「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

②「ストラクチャ - 米国ハイ・イールド・ボンド (I3シェアクラス、豪ドル)」への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

③組入対象投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への直接投資は行いません。

③デリバティブの直接利用は行いません。

④株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

#### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

②分配金額は、委託者が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 追加型証券投資信託

りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）

### 信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社 りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）を含みます）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金2,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成26年11月7日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、2,000億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額及び手数料等)

第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資

約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることとします。この信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項第1号の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます)の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日(東京証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合を指します。以下同じ)にあたる場合は、受益権の取得の申込を受付けないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込に限ってこれを受付けるものとします。

- ④ 1. 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税(以下「消費税等」といいます)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
2. 前号の手数料の額は、指定販売会社が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。

- ⑤ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機

関等の上位機関を含みます)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)
  - 有価証券
  - 金銭債権
  - 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます)
- 次に掲げる特定資産以外の資産  
為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、円建の外国籍の投資信託である「ストラクチャラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I3シェアクラス、豪ドル)」の投資信託証券(投資信託及び外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます)ならびに投資証券及び外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます)をいいます。以下同じ)と、円建の国内籍の投資信託である「CAマネーボールファンド(適格機関投資家専用)」の投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります)に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
  - 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
  - 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます)
  - 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります)  
なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます)により運用することを

指図することができます。

- 預金
  - 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項14号で定める受益証券発行信託を除きます)
  - コール・ローン
  - 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます)及び受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項及び第20条において同じ)、第20条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条及び第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条及び第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(公社債の借入れの指図及び範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価

総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます）に委託することができるものとします。
    1. 信託財産の保存に係る業務
    2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する

旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡りまでの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定め

ます。

#### (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月9日から翌月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成22年1月8日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用及び監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます）は、毎年4月及び10月に到来する計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することを原則とします。

#### (信託報酬等の総額及び支弁の方法)

第31条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、受託者の同意のうえ、第1項に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

#### (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子及びこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部

を分配準備積立金として積み立てることができません。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金及び一部解約金の支払)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ）は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の

受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払込と支払に関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金及び償還金については第33条第1項及び第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者（指定販売会社を含みます。以下本条において同じ）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該

受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容及び買取請求の手續に関する事項は、第37条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年11月6日

委託者 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社  
受託者 株式会社 りそな銀行

## 追加型証券投資信託

りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）

### 運用の基本方針

信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とする円建の外国籍の投資信託である「ストラクチャ - 米国ハイ・イールド・ボンド（I4シェアクラス、ブラジルリアル）」の投資信託証券と、円建の国内籍の投資信託である「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

##### (2) 投資態度

①当ファンドは、円建の外国籍の投資信託である「ストラクチャ - 米国ハイ・イールド・ボンド（I4シェアクラス、ブラジルリアル）」の投資信託証券と、円建の国内籍の投資信託である「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

②「ストラクチャ - 米国ハイ・イールド・ボンド（I4シェアクラス、ブラジルリアル）」への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

③組入対象投資信託証券は、委託者の判断により変更されることがあります

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

#### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 追加型証券投資信託

りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）

### 信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）を含みます）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金2,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成26年11月7日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込回数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、2,000億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加回数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額及び手数料等)

第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとしま

す。ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることとします。

この信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項第1号の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます)の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日(東京証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合を指します。以下同じ)にあたる場合は、受益権の取得の申込を受付けないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込に限ってこれを受付けるものとします。
- ④ 1. 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税(以下「消費税等」といいます)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
2. 前号の手数料の額は、指定販売会社が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。
- ⑤ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記

録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
  - 有価証券
  - 金銭債権
  - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます）
- 次に掲げる特定資産以外の資産  
為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建の外国籍の投資信託である「ストラクチャラ－米国ハイ・イールド・ボンド（I4シェアクラス、ブラジルリアル）」の投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）ならびに投資証券及び外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）をいいます。以下同じ）と、円建の国内籍の投資信託である「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り）に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前号の証券の性質を有するもの
- 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます）
- 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）及び債券貸借取引（現金担保

付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

- 預金
- 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項14号で定める受益証券発行信託を除きます）
- コール・ローン
- 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます）及び受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項及び第20条において同じ）、第20条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条及び第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条及び第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(公社債の借入れの指図及び範囲)

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとし、
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとし、
  - ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

- 第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます)を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます)に委託することができるものとし、
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

- 第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとし、

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財

産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとし、
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとし、
- ④ 動産(金銭を除きます)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

- 第23条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

- 第24条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
  - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

- 第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条 この信託の計算期間は、毎月9日から翌月8日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成22年1月8日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用及び監査費用)

- 第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます）は、毎年4月及び10月に到来する計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することを原則とします。

(信託報酬等の総額及び支弁の方法)

- 第31条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁しま

す。

- ④ 委託者は、受託者の同意のうえ、第1項に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

(収益の分配方式)

- 第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子及びこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行わ

れます。

- ④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ）は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金及び償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払込と支払に関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金及び償還金については第33条第1項及び第3項にそれぞれ規定する支払開始日まで、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（指定販売会社を含みます。以下本条において同じ）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除し

た価額とします。

- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3

分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容及び買取請求の手續に関する事項は、第37条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年11月6日

委託者 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

受託者 株式会社 りそな銀行

## 用語解説

委 託 会 社	投資信託委託会社であり、「委託者」、「投信会社」または「運用会社」とも呼ばれます。受託会社と締結した信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）や運用報告書の作成等を行います。
運 用 報 告 書	受益者（お客さま）に、ファンドの運用実績・運用状況等をお知らせするための書類です。各ファンドでは原則として、4月及び10月の計算期末毎に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者の皆さまにお渡しします。
基 準 価 額	ファンドを購入または途中換金する時の基準となる価額で、純資産総額を受益権総口数（ファンドを保有しているすべての受益者の保有口数）で割って算出されます。基準価額は、組入れる有価証券の値動き等により日々変動します。各ファンドでは、1万口当たりの価額で表示されます。
受 託 会 社	信託業務を営む金融機関又は信託会社であり、「受託者」とも呼ばれます。委託会社の指図に基づき、信託財産の保管・管理や基準価額の計算を含む信託財産の計算等を行います。信託財産は、受託会社自身の財産と分別して管理されています。
純 資 産 総 額	ファンドに組入れられている株式や公社債等をすべて時価評価し、株式の配当金や公社債等の利息などの収入を加えたものから、未払金などの負債総額やファンドの運用に必要な費用などを差し引いたもので、ファンドの信託財産が全体でいくらになっているかを表す金額です。
信 託 期 間	ファンドが設定されてから終了するまでの期間をいいます。委託会社は受託会社と合意の上、所定の手続きを行うことによって信託期間を変更することができます。
信 託 財 産 留 保 額	ファンドを途中換金する際に、換金時の基準価額から控除される金額です。
信 託 報 酬	ファンドの運用・管理にかかる費用で、ファンド毎に一定の率が決められ、ファンドの中から委託会社、受託会社、販売会社に支払われます。
設 定 日 / 信 託 設 定 日	ファンドの運用を開始する日です。ファンドについて、委託会社と受託会社が信託契約を締結します。
追 加 型 投 資 信 託	オープン型投資信託ともいいます。ファンドの設定・運用開始後も買付け・売却ができる投資信託のことです。
販 売 会 社	ファンドの販売を行う会社（銀行や証券会社等の金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金（解約）の取扱、収益分配金・償還金の支払いの取扱等を行います。
フ ァ ン ド ・ オ ー プ ・ フ ァ ン ズ	社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。投資信託証券から株式や債券などへ投資します。

りそな米国ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)  
りそな米国ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルリアルコース)  
追加型／海外／債券

投資信託説明書(請求目論見書)  
2009年10月

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそな米国ハイ・イールド債券ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 21 年 9 月 25 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 10 月 11 日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな米国ハイ・イールド債券ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。
4. 当ファンドは投資元本及び分配金が保証されているものではありません。

#### （投資信託についての一般的な留意事項）

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・ 投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・ 銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・ 投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・ 投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他費用等がかかります。
- ・ 投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

#### （金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、外国籍投資信託を通じて外貨建の債券を主要投資対象としていますので、組入債券の価格の下落や組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替の変動（円高となった場合等）により当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

# 投資信託説明書（請求目論見書）の目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
(1) 資産の評価	3
(2) 保管	3
(3) 信託期間	3
(4) 計算期間	3
(5) その他	4
2 受益者の権利等	6
第4 ファンドの経理状況	7
1 財務諸表	7
2 ファンドの現況	7
第5 設定及び解約の実績	7

## 第1 ファンドの沿革

平成21年11月6日 信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始（予定）

## 第2 手続等

### 1 申込（販売）手続等

#### 1) お申込みの受付場所

各ファンドの取得申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所等において取扱っております。詳細は後記までお問い合わせください。

#### クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

#### 2) 申込期間と申込価額

	申込期間	申込価額
当初申込期間	平成21年10月13日（火）から 平成21年11月5日（木）まで	1口当たり1円
継続申込期間	平成21年11月6日（金）から 平成23年1月7日（金）まで <sup>※1</sup>	申込受付日の翌営業日の基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ファンドの休業日<sup>※2</sup>にあたる場合はお申込みできません。

<sup>※1</sup> 継続申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<sup>※2</sup> 東京証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合を指します。

- \* 発行価額の総額がファンドの効率的な運用を行うに必要な額に満たないと委託会社が判断した場合、設定を中止することがあります。設定が中止された場合のお申込金の返却等の取扱いについては、お申込みの販売会社にご確認ください。
- \* 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込の受付を取消することができます。

#### 3) 申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- \* 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## 2 換金（解約）手続等

### 1) 途中換金\*の受付

\*途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

### 2) 途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該換金の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
- (b) 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- (d) 換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

### 3) 換金単位

1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。  
詳しくは、販売会社にお問合せください。

### 4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

各ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。

#### クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

### 5) 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

### 6) 受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

### 7) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

8) 買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること及び既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

- \* 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。
- \* 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとしします。

### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (1) 資産の評価

###### 1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

###### 2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に以下の略称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンド名	略称
りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）	米ハイ豪
りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）	米ハイブ

各ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

**クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン**

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：http://www.caam.co.jp

##### (2) 保管

該当事項はありません。

##### (3) 信託期間

信託期間は平成21年11月6日から平成26年11月7日までとします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

##### (4) 計算期間

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎月9日から翌月8日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成22年1月8日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)その他

1) 信託の終了

(a) 委託会社は、各ファンドにつき、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 前記1)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
  1. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1)から3)までの規定による信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
  2. 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合

(b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

(c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更等」の(b)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。

(d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更等

(a) 委託会社は、各ファンドにつき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「2) 信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b) 委託会社は、前記(a)の事項（(a)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し

た書面決議の通知を發します。

- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての委託会社を除きます。以下(c)において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - (d) 前記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもつて行います。
  - (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
  - (f) 前記(b)から前記(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
  - (g) 前記(a)から前記(f)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 3) 反対者の買取請求権
- 各ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもつて買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、前記「1) 信託の終了」(a)の1)または、「2) 信託約款の変更等」(b)に規定する書面に付記します。
- 4) 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
- 5) 運用報告書の作成
- 委託会社は、4月及び10月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、各ファンドの信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。
- 6) 関係法人との契約の更改等に関する手續
- 販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

## 2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### ① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

### ② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてとします）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### ③ 途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、1口を最低単位として販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。  
\* 買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

### ④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に各ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

### ⑤ 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 第4 ファンドの経理状況

各ファンドの運用は、平成21年11月6日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、何ら資産を有していません。

各ファンドの会計監査は、あらた監査法人が行う予定です。

各ファンドの経理状況については、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、有価証券報告書に記載する各ファンドの経理状況を表示する信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）及び投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）の定めるところにより、この財務諸表に財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）に定める監査証明を添付することとしております。

##### 1 財務諸表

該当事項はありません。

##### 2 ファンドの現況

該当事項はありません。

#### 第5 設定及び解約の実績

該当事項はありません。



**りそな米国ハイ・イールド債券ファンド**